

## 学校法人金沢医科大学「大学名」等の使用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人金沢医科大学(以下「本学」という。)の大学名、ロゴマーク、校章、エンブレム及びスクールカラーの使用に関し必要な事項を定め、本学のブランドの確立に寄与することを目的とする。

### (形状等)

第2条 本学の大学名、ロゴマーク、校章、エンブレム及びスクールカラー(以下「大学名等」という。)の形状等は、別図のとおりとする。

### (使用基準)

第3条 大学名等の使用にあたっては、使用目的が以下の要件を満たしていることとする。

- (1) 本学の建学の精神や理念等について、学内外の理解を深めるに資すること。
- (2) 本学のイメージ向上や存在のアピールに寄与すること。
- (3) 本学が行う教育、研究、診療、地域連携及び社会貢献活動等の推進に寄与すること。

### (使用者)

第4条 大学名等を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学
- (2) 本学の役員及び教職員並びに学生
- (3) 本学の教職員及び学生が構成するサークル、同窓会及び本学の支援団体等(以下「関係団体等」という。)

### (使用範囲)

第5条 大学名等は、次の各号に掲げるものに使用できるものとする。この場合において、本学の名誉、品位、社会的信頼性の維持、向上を図るように努めるものとする。

- (1) 名刺、封筒、レターヘッド及び報告発表等に用いる資料(本学の業務使用に限る。)
- (2) 本学が発行する広報誌、概要、案内、募集要項、報告書等の印刷物
- (3) 本学及び関係団体等が開催する行事等のポスター、配布物等
- (4) 本学及びその関係団体等が配布する記念品等

(5) その他本学が大学名等の使用について適当と認めたもの  
(申請及び使用許可)

第6条 次に掲げる場合には、本学の大学名等を使用する者が所定の申請書にて本学に使用申請し、その許可を受けなければならない。

(1) 第4条に定める者が第5条に定めるもの以外のものに本学の大学名等を使用する場合

(2) 第4条に定める者以外の者が本学の大学名等を使用する場合

2 本学の大学名等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、所定の申請書にて本学に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の大学名等を使用することができる。

(1) 本学の役員及び教職員以外の者が行う本学との共同研究、受託研究等の研究成果に関する広告及び当該研究成果に基づいて開発する製品の広告に本学の大学名等を使用する場合

(2) 本学の大学名等を使用した商品を販売する目的で本学の大学名等を使用する場合

(3) 本学の大学名等を使用して役務を提供する目的で本学の大学名等を使用する場合

(4) その他本学が適当を認める場合

(使用者の遵守事項)

第7条 大学名等の使用者は、大学の名誉、品位、社会的信頼性の維持、向上に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 大学名等の形状、比率

(2) 大学名等の使用に当たっての適正な管理

(使用許可の取消等)

第8条 本学は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、大学名等の使用の停止、使用の許可の取消又は使用物件の回収等の必要な措置を講ずることができる。

(1) 本学の名誉が傷つけられるとき、又はそのおそれがあるとき。

(2) 使用申請の内容に虚偽にあることが判明したとき。

(3) その他この規程の定める事項に違反したとき。

(許可を受けずに使用したときの措置)

第9条 本学は、大学名等の使用許可を受けないで使用しているもの又は使用しようとしているものに対し、その使用の停止を求めることができる。

(事務)

第10条 大学名等の使用に関する事務は、企画・広報課において処理する。ただし、原図の管理及び提供は資料編纂室にて行う。

(補則)

第11条 この規程に定めのない事項については、その幾度広報戦略会議が定めるところによる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事長の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成23年6月24日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年11月18日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年5月1日から施行する。

大学名 (漢字)

# 金沢医科大学

フォントは明朝体を推奨

(商標登録 第5420415号)

大学名 (英文)

## Kanazawa Medical University

## KANAZAWA MEDICAL UNIVERSITY

フォントは指定なし

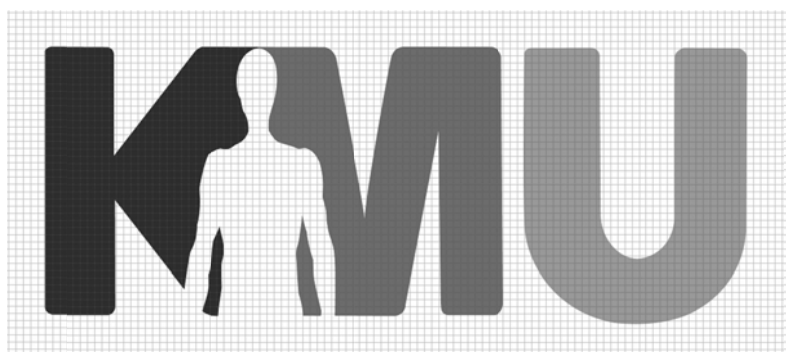
大学名（英文略称）

# KMU

標準文字を使用

（商標登録 第5451808号）

ロゴマーク



色指定なし。比率は、横46対縦17

（商標登録 第 5420416 号）

校章



グレースケール 100%

縦横比を固定

エンブレム

(カラー；標準)



CMYK 配分比率 (%)

			C	M	Y	K
背景 1 (赤)			42	99	100	9
背景 2 (黒)			79	82	83	67
中央ライン			11	16	42	0
文字、縁取り			21	31	79	0
オブ ジ エ	校章	背景	21	31	79	0
		大学、橋	63	83	100	54
	橋	茎	41	82	83	67
		葉	66	48	84	6
	本、羽、杖、蛇		79	82	83	67

縦横比を固定

(モノクロ；標準1)



黒) グレースケール100%、グレー) グレースケール66%

縦横比固定

(モノクロ；標準2)



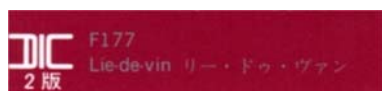
黒) グレースケール100%、グレー) グレースケール66%  
縦横比固定

(モノクロ；標準3)



黒) グレースケール100%  
縦横比固定

スクールカラー



DICカラー F177 (エンジ系)

CMYK : C 39% M 99% Y 76% K9%

RGB : R 146% G 42% B62%